算式の符号
　A　地域の振興に資する事業（平成27年度以降に着手したものに限る。）を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に係る債権の保全及び回収の確保を図るため連帯保証を徴する場合に、民間事業者等が保証人に支払う連帯保証料に対して、当該道府県が補助金・交付金等として交付する場合の当該年度における交付額
　当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十二　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

五十三　文化財の災害復旧に要する経費があること。

　文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十四　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

　次の算式によつて算定した額とする。
算式
　A×156,113,000円×0.5
算式の符号
　A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

五十五　消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十六　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

　次の算式によつて算定した額とする。
算式
　A×B×1,101,000円＋A×455,000円
算式の符号
　A　普通交付税に関する省令第九条第一項の表都道府県の項第三号ｃ１に規定する学級数
　B　普通交付税に関する省令第十二条第五項の表市町村の項第九号の規定に準じて算定した事業費補正係数
　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される人工造林、倒木起

五十七　造林事業に要する経費があること。

算式の符号
　A　地域の振興に資する事業（平成27年度以降に着手したものに限る。）を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に係る債権の保全及び回収の確保を図るため連帯保証を徴する場合に、民間事業者等が保証人に支払う連帯保証料に対して、当該道府県が補助金・交付金等として交付する場合の当該年度における交付額
　当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十四　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

五十五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

　文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十六　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

　次の算式によつて算定した額とする。
算式
　A×156,113,000円×0.5
算式の符号
　A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

五十七　消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十八　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

　次の算式によつて算定した額とする。
算式
　A×B×1,097,000円＋A×473,000円
算式の符号
　A　普通交付税に関する省令第九条第一項の表都道府県の項第四号ｃ１に規定する学級数
　B　普通交付税に関する省令第十二条第五項の表市町村の項第九号の規定に準じて算定した事業費補正係数
　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される人工造林、倒木起

五十九　造林事業に要する経費があること。